

昭保保指第305号

昭島市国民健康保険運営協議会  
会長 下田 初穂 様

昭島市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年昭島市規則第1号）第2条  
第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

令和 2年 1月17日

昭島市長 白 井 伸 介

記

諮問第 22 号

昭島市国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額改定について

（諮問理由）

令和元年12月20日に令和2年度税制改正の大綱が閣議決定された。

その中では、国民健康保険税について、均等割軽減の基準見直しと併せ、  
賦課限度額の見直しとして、国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額  
を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17  
万円に引き上げることとされている。国においては、今後税制改正に伴う政  
令改正を行い、こうした措置を決定する予定とのことである。

このため、昭島市国民健康保険税の賦課限度額の改定について諮問する。

（改定時期）

令和2年4月1日